

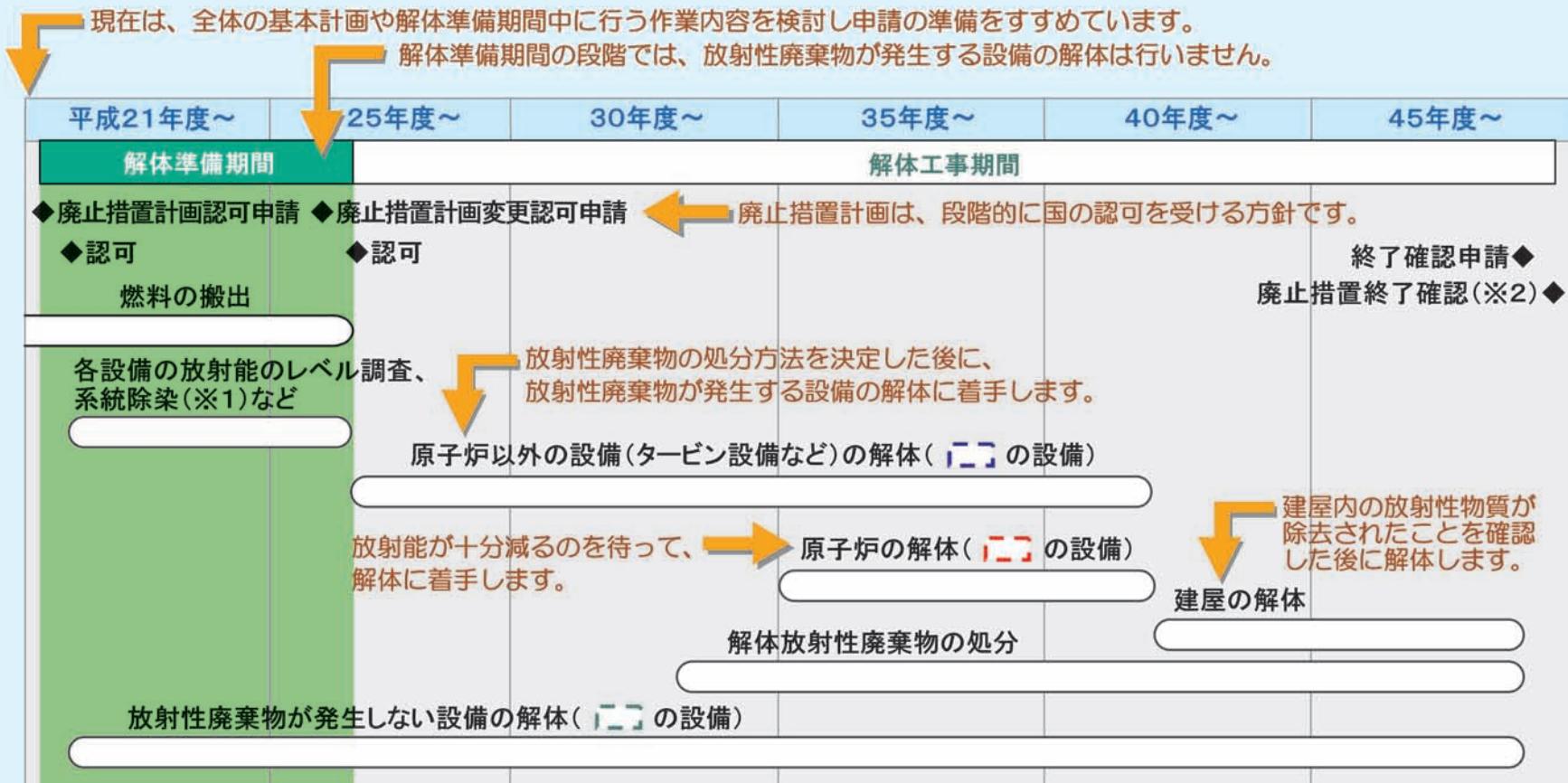


浜岡原子力発電所からのお知らせ

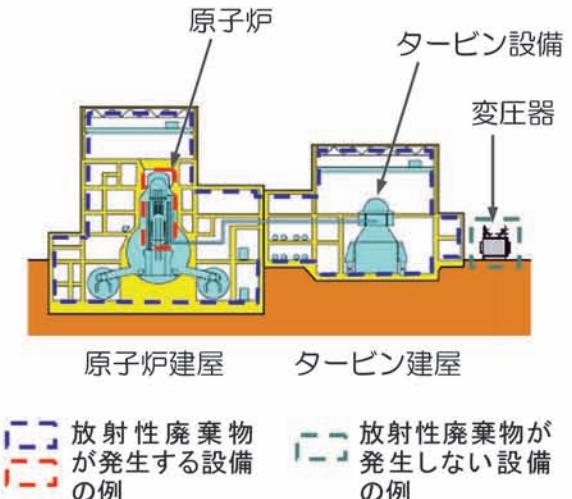
浜岡原子力発電所1, 2号機は、平成21年1月30日をもって、運転を終了しました。現在、1, 2号機から燃料を搬出するとともに、廃止措置計画(運転を終了した発電所を安全に解体していくための計画)について検討し、認可申請の準備をすすめています。

1. 2号機を安全に解体していく流れ

- 廃止措置にあたり、まず、長期にわたる全体の基本計画や解体準備期間中に行う作業内容について、法令に基づき、国の認可を受けます。以降、計画の進捗に合わせ、段階的に計画を具体化していく、国の認可を受ける方針です。
- 解体準備期間の段階では、放射性廃棄物が発生する設備の解体は行いません。このような設備の解体は、放射性廃棄物の処分方法を決定し、国の認可を受けてから、着手します。



原子力発電所のイメージ断面図



1. 2号機の廃止措置につきましては、法律の遵守はもちろんのこと、安全の確保を最優先に実施してまいります。

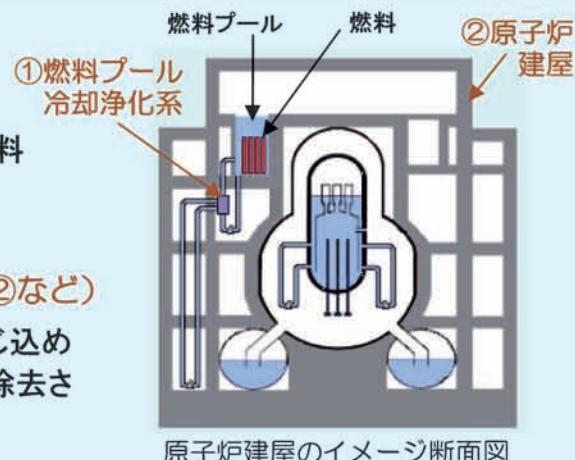
廃止措置期間中の安全確保について

安全確保に必要な施設の機能・性能を維持します。

安全確保に必要な施設

燃料を冷やす施設（①など）

「燃料を冷やす施設」は、施設から燃料が搬出されるまで、維持・管理します。



原子炉建屋のイメージ断面図

放射性物質を閉じ込める施設（②など）

原子炉建屋などの「放射性物質を閉じ込める施設」は、建屋内の放射性物質が除去されたことを確認した後に解体します。

この他、安全確保に必要な施設には、「放射性物質を処理する施設」、「放射線を管理する施設」、「電源」などがあります。

運転時と同様に施設の点検や検査を行います。

安全確保に必要な施設は、運転時と同様に、点検や検査を行い、機能・性能を維持します。



巡回点検

運転時と同様に放射性物質による影響のないことを監視します。

運転時と同様に、放射性物質の漏えいや拡散を防止します。また、周辺環境に放射性物質による影響のないことを確認するため放射線モニタリングを行います。

発電所周辺の放射線を24時間連続で測定・監視しています。



モニタリングポスト

放射性廃棄物などの処分について

放射性廃棄物が発生する設備の解体は、処分方法を決定してから着手します。

「放射性廃棄物が発生しない設備の解体」は、解体準備期間中に着手します。「放射性廃棄物が発生する設備の解体」は、解体準備期間の段階では行いません。このような設備の解体は、処分方法を決定し、国の認可を受けてから着手します。

設備の解体に伴い発生する廃棄物は、**低レベル放射性廃棄物**と**放射性廃棄物でない廃棄物**および**放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物**(※3)に区分します。

※3 放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物とは、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できる廃棄物のことです。

● **低レベル放射性廃棄物**は、法令に基づき、含まれる放射性物質の種類や放射能レベルなどによって、さらに区分し、区分に応じて埋設する深さを変えるなど適切に処分します。

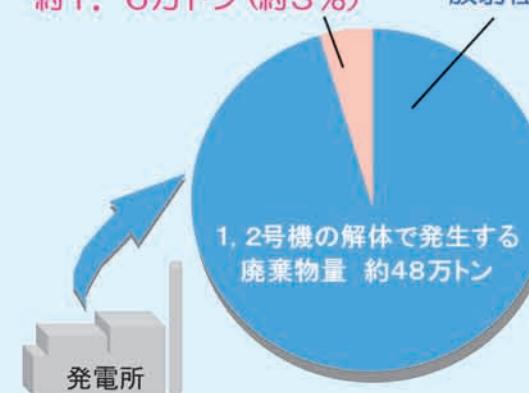
処分先などの具体的な処分方法は、解体準備期間中に決定します。

● **放射性廃棄物でない廃棄物**および**放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物**は、資源として再利用するか、または、一般の産業廃棄物として処分します。

1, 2号機の解体に伴い発生する廃棄物の推定発生量

低レベル放射性廃棄物
約1.6万トン(約3%)

放射性廃棄物でない廃棄物
放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物
約46.7万トン(約97%)



* 高レベル放射性廃棄物は、再処理工場で使用済燃料の再処理に伴って発生するもので、発電所施設の解体では発生しません。

** 発生量は、現在の推定値です。放射能のレベル調査の結果により変動します。

◇◇みなさまのご意見・ご感想をお待ちしております◇◇

原子力に関する情報はホームページでもお知らせしています！

浜岡地域事務所 総括・広報グループ TEL 0537-85-2460 (受付時間：土日・祝日除く 9:00~17:00)

中部電力 原子力発電について

検索